

一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取市に置き、必要な地に総会の決議により支部を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営と利用者に対するサービスの改善を通じて事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発達に資するための調査研究及び対策
 - (2) 資料の収集及び統計の作成、配布
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する啓発、広報活動
 - (4) 会員相互の情報交換、及び研究発表
 - (5) 行政上必要な資料の提供、意見の具申、諸施策に対する協力
 - (6) 交通事故防止に関する事項
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、鳥取県の区域において行うものとする。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した運輸支局の許可を受けて鳥取県の区域において一般乗用旅客自動車運送事業を営む個人又は団体とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)に定める社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において定める会費を支払う義務を負う。

2 入会金、会費の額及び納入方法は、総会で定める。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけたとき
- (3) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に定める会員の要件を失ったとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 総会員の同意があったとき

2 会員がその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 入会金及び会費の金額及び徴収方法
- (5) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日の一週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理人による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該会員は、その権限を委任されたことを証する書面を提出しなければならない。

2 前項の規定により議決権を行使する場合は、第17条の規定の適用については出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事・監事の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の日常の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了

する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める規程に基づき、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用について総会において別に定める規程により支払うことができる。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事又は監事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法第101条第2項の規定に基づき監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第5号による場合は、監事が理事会を招集する。

4 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 ハイヤータクシー事業の発展、改善と協会運営に関する業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて理事会の決議を経て専門委員会を設置することができる。

2 各専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める各専門委員会規則によるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

（事務局）

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第45条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第12章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 鳥取県米子市皆生5丁目9番41号
氏名 船越 克之

住所 鳥取市桜谷172番地10
氏名 橋本 貞治

以上、一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会設立のため、設立時社員船越克之、設立時社員橋本貞治の定款作成代理人である司法書士谷口毅は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年3月29日

設立時社員 船越 克之

設立時社員 橋本 貞治

上記設立時社員2名の定款作成代理人

鳥取市西町五丁目160番地2
司法書士 谷 口 毅

